

毒劇物及び化管法対象製品の注意事項について

「毒物及び劇物取締法」の改正並びに「化管法」の施行に伴い、毒劇物並びに化管法対象製品の販売・譲渡に際して、製品の安全データシート（SDS）を提供することが義務付けられています。

弊社製品の SDS としての必要事項のうち、製品要覧の本文中で記載した情報以外の追加情報（その他の注意事項）を以下の別表に製品の種類別に分類してまとめました。本文の注意事項と合わせてお読みください。

別表 毒劇物及び化管法対象製品の取扱いに関する注意事項

分類	製品の種類	注意事項
1	原液のまま使用する 乳剤、液剤、フロアブル剤等液体のもの	a. 使用量に合わせ秤量し、使いきる。空ビンは圃場などに放置せず、3回以上水洗し、適切に処理する。洗浄水は圃場等で使用する。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し水・消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し布・砂等に吸収させ回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。
2	原液のまま使用する 乳剤、液剤、フロアブル剤等液体のもので危険物に該当するもの	a. 使用量に合わせ秤量し、使いきる。空ビンは圃場などに放置せず、3回以上水洗し、適切に処理する。洗浄水は圃場等で使用する。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し布・砂等に吸収させ回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。
3	希釈して使用する 乳剤、液剤、フロアブル剤等液体のもの	a. 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきる。空ビンは圃場などに放置せず、3回以上水洗し、適切に処理する。洗浄水はタンクに入れる。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し水・消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し布・砂等に吸収させ回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。
4	希釈して使用する 乳剤、液剤、フロアブル剤等液体のもので危険物に該当するもの	a. 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきる。空ビンは圃場などに放置せず、3回以上水洗し、適切に処理する。洗浄水はタンクに入れる。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し布・砂等に吸収させ回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。
5	希釈して使用する 水和剤、水溶剤等固体のもの	a. 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきる。空袋は圃場などに放置せず、適切に処理する。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し水・消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し掃き取り回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。
6	希釈せずに使用する 粒剤、粉剤等固体のもの	a. 使用量に合わせ秤量し、使いきる。空袋は圃場などに放置せず、適切に処理する。 b. 火災時は、適切な保護具を着用し水・消火剤等で消火に努める。 c. 漏出時は、保護具を着用し掃き取り回収する。 d. 移送取扱いは、ていねいに行う。

a. 廃棄上の注意 b. 火災時の措置 c. 漏出時の措置 d. 輸送上の注意